

議 事 録

第 20 回 定 例 総 会

令和4年3月11日

太田市農業委員会第20回定例総会議事録

開会日時 令和4年3月11日(金) 午後2時
閉会日時 令和4年3月11日(金) 午後4時20分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 4 永井 幸二 5 木村 克巳
(18人) 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正 9 佐野 順一
10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明 13 新井 整
14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子 17 中島 沙織
18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員 3 牛久保 榮治
(1人)

出席職員 塚越局長 大木次長 林次長補佐 高山次長補佐 大澤主任
(9人) 川田主任 青木主任 松井主任 大崎主事

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長による専決処分について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
いて

協議事項 太田市農業委員会親睦会規約の改正について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第20回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、1番 小林良孝委員 と 2番 石原康男委員 の二人に
お願いいたします。
また、書記につきましては事務局の川田主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 本議案書において訂正箇所が5か所ございます。
まず1か所目でございますが、議案書1ページ、1番になります。取消理由欄でございますが、譲受人のところが死亡と記載されておりますが、死亡を都合へ訂正願います。
2か所目でございますが、議案書10ページになります。13番の土地の

表示及び地積になります。台帳、現況ともに田と記載されておりますが、ともに畑に訂正をお願いします。また、地積が 359 m²と記載されておりますが、368 m²に訂正願います。

3か所目でございますが、議案書 11 ページになります。14 番、譲渡人の欄の下から 3 番目の方になります。氏名が●●と記載されておりますが、●●へ訂正願います。

続いて 4か所目でございますが、議案書 13 ページ、22 番になります。譲受人のアパートの名称が●●●●●●●●●●と記載されておりますが、●●●●●●●●●●へ訂正願います。

続いて 5か所目でございますが、議案書 14 ページ、24 番になります。譲渡人の下から 3 番目になります。氏名が●●と記載されておりますが、●●へ訂正願います。

訂正箇所については以上でございます。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第 1 号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は、2 件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数 2 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 西長岡町の土地 312 m²について、許可後、譲受人の都合により住宅を建築できなくなったため、今回、当該許可を取り消すものです。
2 番 新田村田町の土地 773 m²について、許可後、譲受人の死亡により計画が無くなったため、今回、当該許可を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号 1 番について、第 3 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 2番 委員 番号1番について、会長の代わりでご説明いたします。
この事案については、譲受人の都合で取消をしたいということでございます。地区協議会において問題ないという結論にいたしましたので、また当該総会で検討をお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番 委員 この案件につきましては、ここに記載されているとおり、譲受人、また譲渡人、両方とも亡くなりまして、話を取りあえず差し戻すということだそうでございますので、当協議会としては、そういったことなのでやむを得ないということで承認いたしました。
よろしくご審議をお願いします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を取消とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は、11件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数 11 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 古戸町の土地 田 488 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2 番 古戸町の土地 畑 1,725 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3 番 古戸町の土地 田 974 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

4 番 古戸町の土地 田 485 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

5 番 古戸町の土地 田 551 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

6 番 上小林町の土地 畑 1,057 m²、自宅近隣の申請地を譲り受け、農業に精進したい。

7 番 上小林町の土地 畑 1,800 m²、自宅近隣の申請地を譲り受け、農業に精進したい。

8 番 押切町の土地 畑 439 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大し、積極的に農業経営を行いたい。

9 番 新田市町の土地 畑 836 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

10 番 新田権右衛門町の土地 畑 1,702 m² 外 2 筆 計 8,111 m²、申請地を譲受け、経営規模を拡大したい。

11 番 大原町の土地 畑 924 m² 外 1 筆 計 1,882 m²、父より農地を譲受け、農業経営に精進したい。

1 番から 11 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号 1 番から 5 番について、第 1 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17 番委員

番号 1 番から 5 番についてですが、譲受人、譲渡人ともに同一なので一括にて報告させていただきます。

- 1 番 委 員 報告したいと思います。
6番と7番については、土地の交換ということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もないため、承認相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号6番と7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号6番と7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号6番と7番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号8番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 5 番 委 員 当地区協議会で確認調査等に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題はなく、許可相当と意見決定いたしました。
再度審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第4地区協議会より番号8番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号8番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号9番と10番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7 番 委 員 9番の関係でございます。ここにあるとおり、譲受人が●●●●●●●●

- 議 長 ほかにご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号9番と10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号9番と10番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号11番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 18番委員 11番について、第6地区協議会で許可基準に基づき調査した結果は、ともに農業経営する後継者に贈与するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2号各号には該当しないため、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。
再度のご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号11番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号11番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は、9件です。
事務局より提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数9件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 藤阿久町の土地 347㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
一般住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 龍舞町の土地 67 m² 外1筆 計208 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として転用するものです。

3番 上小林町の土地 759 m²、農地区分 第二種、造園業資材置場用地として転用するものです。

4番 東金井町の土地 115 m²、農地区分 第二種、通路用地として転用するものです。

5番 西長岡町の土地 108 m²、農地区分 第二種、農業用倉庫用地として転用するものです。

6番 新田中江田町の土地 121 m² 外2筆 計776 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

7番 新田中江田町の土地 1,423 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

8番 新田中江田町の土地 2,446 m²、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

9番 新田大根町の土地 345 m² 外2筆 計895 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

墓地用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたし

ます。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 2 番委員 農地法第4条、番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、相続した一家の敷地を調査したところ、宅地に隣接した畑の一部が農地法の許可を得ずに物置等を設置したことが判明したために始末書を添付し、是正するものです。また、残った畑も耕作できないということで、駐車場も狭いということで敷地として拡張したいとの申請です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。
再度審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番から4番について第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 番 委員 番号2番についての申請人は、実家に住んでおり、結婚するに当たり、実家に隣接する申請地に自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。
続きまして、番号3番ですが、農地法の許可を取らずに造園業の資材置場として利用していたことが判明したため、始末書を入れ、是正したいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もないので許可相当と意見決定いたしました。

1 4 番委員 続きまして4番を報告します。墓地の入り口がないので、土地を道路

用地として許可申請が出ています。現地調査をしたところ、周辺農地へ影響がないので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号2番から4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番から4番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号5番について第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 説明いたします。5番につきましては、現在、農業用倉庫用地として使っている土地が、許可を取らずに、その上に建ててしまったということで、隣接地の開発に当たってそれが発見されましたので、今回是正をしたいということで地区協議会において協議した結果、問題ないという結論に至りましたので、総会においてご審議のほど、お願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号6番から9番について第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 6番、7番、8番についてお答えします。

6番は、農家住宅の敷地の一部として使用していたことが判明したた

め、是正したいということでした。現地確認したところ、支障もないので許可相当といたしました。

7番、8番は、地盤が低いため嵩上げで、現地確認したところ、当地区協議会において問題ないと判断し、許可相当といたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

5番 委員

続きまして9番について報告します。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、調査をしたところ、許可を得ずに墓地として使用していたことが判明したため、関係課との調整及び始末書添付の上、是正するものです。

再度のご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、第5地区協議会より番号6番から9番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号6番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号6番から9番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は、30件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局

提出件数30件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 498 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 300 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林南町の土地 343 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 高林北町の土地 314 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 由良町の土地 584 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 由良町の土地 360 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 由良町の土地 199 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 由良町の土地 208 m² 外1筆 計224 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 中根町の土地 1,026 m²の内306 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設に供する場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

10番 台之郷町の土地 280 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 台之郷町の土地 134 m² 外3筆 計3,741 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

12番 上小林町の土地 359 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 上小林町の土地 368 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 東金井町の土地 695 m² 外18筆 計27,501 m²、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天車両置場用地として一時転用するものです。

15番 東金井町の土地 1,656 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

16番 龍舞町の土地 457 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 只上町の土地 431 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18番 丸山町の土地 285 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 丸山町の土地 330 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 鶴生田町の土地 276 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

店舗敷地拡張用地として敷地拡張するものです。

21番 菅塩町の土地 499 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

22番 西長岡町の土地 312 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 西長岡町の土地 108 m² 外5筆 計2,893 m²、農地区分 第二種、太陽光発電所関連施設用地として転用するものです。

24番 西長岡町の土地 119 m² 外11筆 計8,188 m²、農地区分 第二種、太陽光発電所建設用地として転用するものです。

25番 堀口町の土地 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

26番 新田小金井町の土地 203 m² 外1筆 計222 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

貸露天駐車場用地として敷地拡張するものです。

27 番 新田市町の土地 542 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

28 番 藪塚町の土地 71 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として敷地拡張するものです。

29 番 藪塚町の土地 2,042 m² 外1筆 計 4,054 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田市役所藪塚庁舎から概ね 300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

30 番 大原町の土地 383 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から9番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 7番委員 番号1番から4番について、私から発表いたします。

番号1番から4番の申請人は、いずれも借家に住んでおり、資金の都合が付き、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、1から4番の申請地の周囲に農地及び宅地がありますが、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

1番から4番について再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

1 2番委員 続きまして、番号5番から9番について、第1地区より報告いたします。

番号5番と6番、7番の譲受人は、資金の都合が付き、自己の住宅を建築したいとの申請です。なお、番号6番、7番は一体利用で、6は住宅建設用地、7は公道に出るための側道とする土地になります。また、番

号8番は、譲受人の妻が相続した申請地を自己の住宅として建築したいという申請です。

続きまして、番号9番は、イチゴ生産農家であります譲受人は、直売を中心に規模を拡大しておりますが、調査したところ、許可を受けないまま、ハウスに隣接した畑をイチゴ販売用の駐車場として利用していたことが判明し、始末書を添付して是正するものです。現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

- 議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から9番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番から9番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号10番から19番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1番委員 番号10番から13番まで報告したいと思います。
番号10番については、資金の都合もついたので、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。
11番については、太陽光発電を営んでおり、再生可能エネルギー開発を拡大するため、太陽光発電に適した申請地を取得したいということです。
12番については、借家に住んでおり、自己の住宅を建築したいということです。
13番も同じです。
10番から13番まで現地を確認したところ、周辺の農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。
- 14番委員 続きまして、14番を報告します。書類不備のため、不許可と決定しました。
再度のご審議をお願いいたします。

続きまして、15番、太陽光発電を設置する目的で許可申請が出ました。現地調査をしたところ、周辺農地への影響がないので許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

1番 委員 番号16番については、譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたために申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、許可相当と判断いたしました。

4番 委員 17番について説明いたします。この申請は、住宅建築のための申請でありまして、周辺農地への影響もありませんし、許可基準から見た判断基準は全て問題なしということで、地区協議会では許可相当として決定しました。

再度ご審議をお願いします。以上です。

6番 委員 18番、19番であります。これは共通していきまして、ほぼ周囲が住宅地でございます。まさに既存集落であります。それぞれお金ができたので、住宅を建設したいということであります。関係条項に照らして問題ないと思っておりますので、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号10番から19番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

2番 委員 10番から19番で、途中の14番についてちょっとお聞きしたい点がございまして。今、地区協議会の結果が書類不備のために不許可という結論でよろしいですか。

14番委員 はい。

2番 委員 今回の関係につきましては、一時転用の関係ですけれども、これについては昨年の秋から再三にわたって申請をされています。申請人は違うのですけれども、内容的には同じものでございまして、これについては、その都度取り下げられまして、いつも第2地区協議会では不許可という報告がされていますが、もう少し具体的に不許可の原因というのを、書類不備、どういう点なのか、具体的にお聞かせをいただけますかね。

議 長 第2地区の代表者の方、ご説明をお願いします。

14番委員 一時転用の条件として、転用が終わったときの農地の復元と農地の営農計画が必要なものですから、今回に関しては営農計画が出ていなかったものですから、書類不備のため、不許可となりました。以上です。

2番 委員

ありがとうございました。今の関係につきましては、前から3回ぐら
いやりましたときの不許可という結果も同じかなというような解釈を
いたしますけれども、行政機関、もちろん農業委員会も含めて、許認可
というのは職務権限でやられているのですよね。相当な法律行為の
違反であるとか申請書の不備、また添付書類の不足、これがない場合
には速やかに許可をすべきというのがこの許認可制度の権限であって
義務なのですね。

そこで、委員会の事務局のほうにお伺いをしたいのですが、昨年の秋
から、この総会の中で再三にぎわしております。太田市農業委員会
の一時転用基準、それと申請書のほかにもどのような書類を添付するこ
とになっているのか。なおかつ、今回のこの件について、法律違反とか不
足の書類があるかどうか、その辺をお聞かせいただけますか。

議 長
事 務 局

事務局、説明をお願いいたします。

今、委員の質問に対してなんですけれども、今回の一時転用の許可基
準につきましては、一時転用の申請になりますので、申請地が3年以
内に農地に復元されるということが基準になります。また、添付書類
でございますが、農地への復元を確認することができる農地復元計画
書の添付が必要になっております。また、違反、不足書類等々の質問で
ございますが、ございません。以上でございます。

2番 委員

ありがとうございました。今の回答からいたしますと、再三審議して
いるものに対しましては、特別な法律違反であるとか、申請書の不備、
不足はないと。要するに、許認可の判断基準は全て整っているという
ような解釈をいたしますけれども、そうなった場合、申請された時点
で、要するに今現在ではなくて昨年の秋ですけれども、基準に基づい
た申請書類によって審査をするものでありますけれども、許認可権を
逆の位置から捉えた場合、必要以上の書類を求めたり、疑いをかけた
り、もしくは結論を延ばすというのは、許認可権の濫用に値すると思
うのですよね。だから、その辺も十分踏まえていかないと今後も問題
が出るかと思えます。

ちょっと話がずれて申し訳ないのですが、このような事例として何年
か前に太田市農業委員会で裁判になったことがあったようなことも伺
っています。そのときに訴えられたというのが太田市の農業委員会、
要するに農業委員さん全員ですね。ということは、農業委員さん全員
の責任になっているわけですよ。万が一、今回のようなこの場合でも、
やっぱりこの許認可権に対して、今までは何の進展もなく、このまま
いくということはどうも疑問視されますので、また、許可であろうと

不許可であろうと、全ての責任は今と同じように太田市の農業委員会全体にあるのですよ。

そうなった場合に、このような壮大な重大な案件については、もちろん地区協議会の内容の検討はありますけれども、そのほかにも定例総会で審議をして結論を出してもよろしいかと思えますけれども、一つの提案として、長々一言申し上げましたけれども、よろしくご理解をいただければと思いますが、以上です。よろしくお願いいたします。

1 4 番 委 員

では、この経過について申し上げます。今回の申請地は、農業専用地域を仮登記したのが問題の始まりです。仮登記が民法上は正しいけれども、農地法では違反になるのではないかと。おととしの秋のときに除外申請が却下された時点で、企業が農地を所有することが違反になるわけですよ。この土地は除外申請が却下されたのです。農業専用地域を駐車場として使いたいというのを、太田市の農業政策課のほうで除外申請を却下したのです。それで苦し紛れに一時転用ということが出てきたので、1年半も同じようなことをやっているわけです。さらに詳しくやりましょうか。以上です。

議 長

除外申請ということは、青地が一時転用に対してどういう影響を持つかということですね。事務局、説明をお願いします。

事 務 局

今回の申請は一時転用でありまして、青地の状態でも一時転用という場合には要件を満たしていれば許可ができるということになっておりますので、直接青地だからというところは特段の影響はないです。

議 長

青地については、一時転用については問題ない、そういうことであります。この案件につきましては、類似案件が11月、12月、1月に今回の案件が取下げとなっております。議案書に載っているのは4回目ですね。委員の皆さん、周知していると思えますので、各地区はどういう考え方でいるかということで各地区の意見を第1地区から報告願います。

6 番 委 員

その件に関して意見があります。いいですか。

議 長

どういう案件ですか。

6 番 委 員

2番委員の話は非常におっしゃることは分かるのですが、事実関係が少し違っておりまして、なおかつ事務局の回答も少し回答にずれがあるので、この地区、あるいはこの案件について幾つか補足させていただきますが、いいですか。

1 4 番 委 員

お願いします。

6 番 委 員

法律上の違反があるかどうかというのは、実は図画あるいは資料が十分かというところは後ほど言いますが、1回目、2回目の申請者は、そ

もそも●●●●●●ではありません。まさに会社としての信用力が不足している。それと関連する資料が不足しているということで、これは却下を1回目、2回目ともしております。今回申請しています、前回はそうですが、●●●●●●は信用力、実行力、そういう審査のポイントに充足しているということで申請を事務局が受け付けたのだらうと思います。

法律違反があるかどうかというのは、これは単に形式だけの問題ではなくて、実態を調査しないと分からない話で、実は先ほど14番委員からお話があった営農計画というのがあるのですが、一時転用の場合は転用後、ですから、3年を超えた時点で土地の地権者が実際に復元をした土地で耕作をするかどうかという意思の確認が必要なわけです。そのために営農計画を出していますが、最近、事務局が受け取った地権者のうち、約半分が当初申請された中身と異なった申請をしています。ですから、申請代理人が間違っちゃったのか、あるいは申請者●●●●●●が間違っちゃったのかというのは、事実上、虚偽表示に値する可能性がある。ですから、申請人、申請代理人を告発するのか、あるいは●●●●●●を告発するのかという事実関係がある。その認識が一つ事務局に欠けているせいだと思います。ですから、営農計画というのは非常に重要なことです。

それと、会長ご存じのように、せんだって会長がお示しいただいた農地法関係の通達を見ますと、3年後、実際に営農計画で復元した後、地権者が実際に耕作をするかどうかということは所有権を持っている必要がある。この所有権については……。

議 長
6番 委員
議 長
6番 委員

よろしいですか。
実は何を言っているかという、一々……。
2時46分に近づいてきたので。
分かりました。

議 長

議事の途中ですが、東日本大震災の追悼の意を表すということで、暫時休憩とし、黙禱をお願いいたします。

(休憩)

議 長

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。
6番委員、続きをお願いいたします。

6番 委員

議長、ありがとうございます。
一時転用の場合は、転用した後に貸した地権者が耕作をするというこ

とが前提になっているようなのです。そうしますと、農用地の一時転用期限は3年になっておりまして、だから、3年を超えた時点で貸した地権者が農地に対して所有権を持っているということが実は必要です。

もう一つは耕作する意思を確認するということが必要なのですが、第2地区では14番委員を中心に営農計画に意思の確認を実は求めたのですが、先ほどお話ししたように、地権者のうち半分、申請書と実態が乖離しているということが分かったのです。その過程で会長が通達を探してきてくれまして、その通達に、所有権があるかどうかの意思表示は、農地を仮に売った場合に全額地権者がそのお金をもらっている場合は所有権を持ったとは認められないということなのです。実は今の資料不足という中の一つは、まさに提出された営農計画と実際の乖離をどう説明するのかという問題と、本当に地権者が100%お金をもらっているのかどうかという確認が実はできていないのです。そのために、それは書類不足ということで事務局にもお話をしています。

本来、却下ということよりも、申請者の立場を考えますと、却下よりも書類の不備ということで取り下げてくださいというほうが印象がいいだろうというのが実は私どもの考えだったのですが、事務局が多分弁護士さんにでも確認したのだらうと思うのですが、却下をしてももう一度申請できるから、地区協議会は却下か却下じゃないかということの判断でということ、やむなく却下をしたという事情でございます。

2番委員がどこでお話をお聞きになったか分かりませんが、私どもは守秘義務がグループ内にありまして、あまり内容を詳しく事務局以外には話していませんでしたので、どこかで違った情報を得られたのではないかというふうに私は思います。ですから、まさに一時転用で、まさに農用地ですから、それは慎重にやったほうがいいだろうと。できれば申請者にも、速やかに資料請求をいただいたほうがもう少し判断が早くできたのではないかと感じております。

だから、そういう状況を踏まえて、もし先ほど議長が言われたように各地区のご意見を求めるのであれば、それを踏まえてご意見をいただけると非常にありがたいと思います。以上です。ありがとうございました。

議 長
事 務 局

ただいま6番委員のお話の中で、一時転用に対する許可要件とか必要書類の件ですね。それに関しても事務局より説明をお願いします。
先ほども2番委員の質問でお話ししたのですけれども、一時転用の復元、一時転用につきましては、あくまでも4条、5条の申請プラス一時

転用の復元、農地の復元計画書の提出のみお願いしております。今言われた営農計画書というのは、以前の一時転用時においてもお願いはしてなくて、提出もお願いしておりません。以上でございます。

事務局 事務局から追加説明させていただきます。先ほど委員さんのお話の中で、土地の売買代金の全額を受領しているかどうかという点と営農計画書で最初に提出されたものと次に出てきたもので乖離があったというところにつきましては、今回、行政書士の代理人が入っているのですけれども、この代理人、今回の申請に関する一切の権限を委任されている代理人になるのですけれども、この代理人を通じまして、今回の申請地で仮登記権者である●●●●と各地権者との土地売買に係る土地代金の全額を受領していないことと、2点目の営農計画ですね。こちらは地権者と連絡を取った上で、地権者代筆の了承を得た上で内容を確認して、事務局に書類は提出をさせていただいております。以上です。

議長 事務局として書類は完備しているということでございます。そういうことなので……。

6番委員 事務局の意見に対してよろしいでしょうか。

議長 もう11月、12月類似案件、先月、取下げということで、皆さん、この議案書を十分見て確認していると思うので、各地区の意見を申し述べていただきたいと思います。第1地区から順番でいきます。

6番委員 今の事務局の説明に違いがあるので訂正をしたい。よろしいですか。

議長 何ですか。

6番委員 事務局の説明に誤りがあるので訂正をしたい。

議長 どういう誤りですか。

6番委員 ありがとうございます。今、事務局から営農計画は出していないというお話でしたが、営農計画を見ましたよね。提出されているのですよ。だから、そこは……。

議長 先ほどの事務局の話でありますと、要求していないということですよ。

6番委員 だけれども、ちゃんともらっているのですよ。14番委員はもらっていますよ。それについて多分事務局は各地権者を調査した結果、そのうち約半分近くが事実と違うという話を第2地区協議会の説明でもしていますよ、事務局が。

事務局 先ほど委員に伝わらなかったと思うので、再度説明をさせていただきます。営農計画書が提出されているというのは、今回のこの案件については提出されているかもしれないのですけれども、先ほどご説明したのは、

今まで一時転用時に営農計画の提出があったかなかったかということについては、今までは求めていませんという意味でございます。以上です。

6 番 委員 ということですから、今のは一般論という話ですから、営農計画は…
…。議長、よろしいでしょうか。

議 長 はい。

6 番 委員 一般論を事務局が話をされたようですから、本件については営農計画が提出されて、そのうち半数が営農計画の提出の中身と実態の確認はたしか事務局がやっているはずなのですけれども、そこに違いがあるということはぜひ確認をしておきたい。

もう一つは、事務局に対して、これは皆さんにも共通なのですが、案件の審査は今、14 番委員がされておられます。14 番委員に、この会議の前に事前にその話をしているのでしょうかね、していないのでしょうかね。単にこの場でさらして、第1がどうの、第2がどうのという意見を聞いても、そうしたら何のために農業委員が審査をして担当しているのかというのが事実上、分からなくなりませんか。第1地区、第2地区の意見を聞くこと自体が私はおかしいと思っているのですけれども、あまり事実関係を皆さん詳細ご存じないことで、たまたま2番委員がそういう提案をしたから、それを受けるといのは何となく違和感を私は感じますよ。

もし審議をするのであれば、14 番委員から1からゼロ、最初にわたって説明を求めるといのが一番の基本で、次に事務局は14 番委員に対して事前に説明をして了解を取る、これが仕事のルールじゃないですか。議長、どう思いますか。そういう議案の提案の仕方というのは、私はおかしいと思いますよ。それをまず審議いただきたいと思いますよ。事務局、14 番委員に説明はしましたよね。定期的に話をしているということで伺っているのです。

議 長

6 番 委員 それは14 番委員の話を聞いてくださいよ。

議 長 では、14 番委員。

1 4 番委員 事務局からは第2の会議のときの資料をもらった以外は話をしていません。

議 長 説明を受けていないということですか。

1 4 番委員 そうです。

議 長 事務局、説明を。

事 務 局 14 番委員のところでは、今回の議案について申請が出てきた後、内容を不足書類等、代理人を通じて求めた上で事務局から説明に伺わせて

いただいております。

議 長
1 4 番委員

この案件について説明を受けていないのですか、本当に。

これは地区協議会がある前に説明を私ども第2の委員、3番委員を除いて4人は説明を受けて、この書類が足りないのではないかということで事務局に要求したら、この間の第2の地区審査のときに書類が足りないのではという結論になりました。以上です。

議 長
1 4 番委員

14番委員、どういう書類が足りなかったのですか。

ですから、先ほど申しあげましたように、復元計画と営農計画が足りない。

議 長
事 務 局

復元計画と営農計画、これはどういう状態が出ていますか。

復元計画書については、工程表も含めた形で具体的に、どういう形で農地に復元されるというところが分かるような形まで具体的に作った表記というのですか、分かるような形で上がっております。それと営農計画書については、地区協議会のときはまだそろっていないものがあつたのですけれども、その後、代理人も確認が取れまして、地権者が17名いるのですけれども、17名から全て営農計画書も代理人が地権者に確認を取った上での提出がされております。以上です。

議 長
1 4 番委員

営農計画等書類はそろっているそうです。

営農計画というのは、どういうふうに種をまいて、どういうふうに作るというのが営農計画だと思うのですけれども、当初、代理人が出された書類は、ネギを作ります、白菜を作ります。そういう計画が出たので、ネギを作る機械を持っているのかね、白菜を作ったらどこに売るのでろうと。白菜とネギを3町歩も作れる、実際に機械も使ったことのない農家の人かネギをあんな簡単に作れるのかどうかというのが第2のときにかなり問題になりました。形として整っていれば書類を通しちゃうのか。太田市の農業委員会は、書類さえ整っていれば、虚偽でも何でもいいのかというのがかなり第2で問題になりました。

ネギだって、皆さん、ネギを作られている人がいると思うのですけれども、機械がなければネギも作れないわけですよ。1町歩も3反も5反も白菜を作るとか。白菜の苗をどういうふうにするのだとか、そういうのは形式が整っていれば農業委員会は書類を通してしまうのだというのが第2の意見だったのです。以上です。

2 番 委 員

補足です。まず原点に戻りまして、一時転用申請の中で何がいかに重要かということ考えた場合に、私は復元計画だと思うのですよ。農地をまた農地に戻すことが一時転用の最終の目的だと思うのですね。今の営農計画というのは、条件の中に入っているけれども、その重要

視すべき度合いというのは非常に低いと思うのですよ。ましてや3年の先に、その人がネギを作る機械がないから作れない、そういうことは仮定としてできないではないですか。例えばおのおのの事情が違いますから、この高齢化している社会の中で3年後にそれができるといふのは、今の話のように機械があるからできますよと考えていたって、実際はできないことだっていると思うのですよ。だから、そこまで厳密に営農計画を取る必要があるかどうか。問題は、その前に復元計画のほうで、ある程度の見通しがつけば、そこで判断すべきだと思うのですけれども、いかがなものですかね。

もう1点、もう一言、あまり細かいところを個人まで追及した場合に、要するに個人の保護の関係がありますから、この認可に当たって、それまでさらけ出すほどの書類もしくは裏づけが必要だかどうかですよ。そういうところを考えた場合に、今、14番委員のおっしゃることは分かるのですけれども、そこまで必要なかどうかということがちょっと私は疑問に思います。以上です。

9番 委員

その件につきまして、地主の方はどういう考え方を持っているのですか。地主の方は賃貸借ですね。皆さん、オーケーもしているわけなのでしょう。だから、出ていると思うのだけれども、地主の方がどういう考え方を持つというのが、さっきから聞いているのですけれども、一言も出ないのですけれども、地主の方はどういう考え方を持っているのですか。地主の方が一番大変だと思うのだけれども。

議 長

地主の地権者の意見ですね。

9番 委員

そうです。

議 長

地権者の意見、事務局が把握していたら、おおよその地権者の意見があったらお願いします。

事 務 局

今回のこの申請に関係する申請者の意見ということではあるのですけれども、事務局のほうでこの申請を受けるに当たっては、当然所有者も申請人となってきておりますので、所有者さんのほうは、この申請に対して了承の上で今回のこの申請を行っております。以上です。

9番 委員

そうなってくると、地主の方はオーケーということですよ。そうなってくると、あと問題は、私はただ単純に考えた場合に、農地の賃貸借が終わったときに、その復元ですよ。私は、2番委員がさっき言ったように、何もネギを作るの、白菜を作るのというのは二の次で、ただ今までどおりの農地に復元すれば、それでいいのではないかなと思います。ですから、それができれば、何も無理して反対することはないと思います。以上です。

1 4 番委員

先ほど2番委員が言ったように、私どもがそんな細かいことを農家にするというので、第2の地区で落としどころを事務局に、要するに、農地の状態で保全するのだということ、許可申請を出したらどうかということ、第2としたら事務局に、こういう書類のほうは許可が出やすいという提案もしています。保全を、機械もないから機械を買ってするのではなくて、農地の状態でトラクターをかけて、この状態で申請書類を出してもらったらどうかという提案もしています。第2は反対だけではないですよ。ただ、法的には営農計画のそういうものがないので、いろんな第2の委員さんが話をして、保全をするということで申請が出たら、これからは許可が出やすいという提案も事務局に、この前の地区審査のときに出しています。以上です。

6 番 委員

議長、ありがとうございます。今の2番委員のお話は非常に貴重なご意見だと私は思っていますが、3年間という一時転用の場合は、確かに復元計画が立派かどうか、きちんとできるかどうかというところだろうと思うのです。復元計画も、当初出てきた不備の復元計画を14番委員等々と相談をして、一応曲がりなりにも復元できるような感じにはなっています。ただ、一つは、法律が求めていますのは復元をすることと同時に、復元をした3年後に地権者が所有の意思を持っているかどうかというところが確認のポイントなのです。これは会長に教えていただいた通達にも、そう書いてあります。実はその確認が我々はできていないと思っているのです。

これは今、話がきちんと出ていませんけれども、その土地は、ある会社が現在の申請者から既に売買契約で全部買い上げるという契約ができています。そのうちの頭金の分だけ既にもらって、それが仮登記になっているわけです。あとは全額もらっているかどうかという問題ですが、土地を売買するという事は、そもそも将来、耕作をする意思があるかどうかと見たときに、皆さん、どう思いますか。もう耕作する意思がないから売買契約を結ぶのですよ。あとは金が来るかどうかの問題。ですから、その意思を確認しないと、やはり本当に3年後、確実にできるかどうか分からない。

それで農林水産省に、担当のほうに4番委員からも確認をしていただきましたけれども、まさに全額地権者が金を取った場合は、それはもう法律違反だというふうに言われていますから、我々としても、その確認はしておきたい。それが一番最初、当初に申し上げた、我々もそこまで知識がなかったので、営農計画を取ることによって所有をして、なおかつ耕作をするという意思表示の確認をしようと思ったわけです。

その後、同じような話になりますけれども、会長から教えていただいたものに基づいて案件をやっているわけですから、やはり念には念を入れたほうが私はいいと思います。ただいたずらに我々は時間を過ごしたというわけではありません。どういう意図があって、こういう提案をされているか分かりませんが、もし各地区からご意見をいただく場合には、こういうやり方がそもそもいいのかどうか。あるいは事務局が説明したと言っているけれども、実際に新しい情報というのは、判断の材料というのは14番委員の担当のところに渡っていない。そういう状況で話をするというのは、私はいかがなものかと思えますね。

18番委員 すみません、一言言わせてください。今、話を聞いて本当に事細かく説明していただき、本当に難しい問題だということはよく分かりました。けれども、聞いていると、農業人、耕作している人を認めていないですよ。売りたいから売る。売ってもいいじゃないですか。なぜだめでしょう。もう年を取って土地を耕作していく、もう土地が重たいのですよ。代々受け継いだ土地を守っていること、その農業人の今までやってきたことをたたえてあげて、売りたいと言ったら、その意思を通してあげるのも農業委員の立場でもあっていいじゃないでしょうか。すいません。

4番委員 今、18番委員が言ったのは、今回の案件は、もともと農家をやりたくなくて、ある業者が仮契約しているのですよ。仮契約しているの。

2番委員 ちよっと待って。分かるけれども、農家をやりたくなくてとか何とか、一時転用のそのこと……。脱線のし過ぎなのです。どうも脱線が大きいな。

4番委員 脱線じゃないですよ。これは……。

18番委員 取りあえず、これは私と4番委員、後で。

4番委員 いいかい。

議長 手短にお願いします。

4番委員 では、手短に言いますよ。事務局が一時転用の書類、何と何と何を太田市の場合は書類の添付が必要なのか、それが明確にされていない。先ほど営農計画というのは何たらかんたらという話が出ましたけれども、これは耕作管理計画書というのが必要な書類なのです。耕作管理計画書というのは必要な書類、これはたまたま私、第2地区で案件が、葦川地区の14番委員が担当しているのですよ。ただ、同じスペースの中でやっていて、確かに担当地区の農業委員は頭を悩ますと思えますよね。私も同じ地区なので、一時転用というのはどういうことかという

ことでいろいろ勉強させていただきました。また、国のほうにもかけて、いろいろ情報を流してもらいました。

そうした中で一時転用の、ほかもそうなのですけれども、我々は内容を精査して公平公正な判断が必要なのですよ。これは農業委員の資質が問われるのですよ。この案件がほかの地区で出た場合、どういう対応をするかということになると、やっぱり悩むと思いますよ。悩まなければ、すいすいに行っちゃうと思います。ただ、これは3年後に復元することなので、それに基づいて、この内容の精査を今までしてきたわけです。それが何で長引いたかという、太田市の場合は書類の添付を1から10の書類があればいいんだと言い切ればいいのですよ。こんな明確な4条と5条をもらったでしょう。分かるでしょう、分からない？隣のみどり市、すごいです。これとこれとこれ、書類が必要なのですよと教えてくれたよ。邑楽町は……。

2番 委員

営農計画が入っていないのですよ。

4番 委員

違う、違う、営農計画じゃなくて復元。

2番 委員

復元計画は入っていますよ。

4番 委員

復元計画というのは耕作管理計画も含むのです。よく精査してみると、これは耕作管理計画も含む。だから、そういうことなのです。だから、もう少し事務局のほうは、一時転用の場合は、太田市の場合はこういう書類とこういう書類とこういう書類を一応整備しておく。それが整っていれば、ある程度その内容について議論をすればいいんです。そういうことです。それが今までないから、だらだらだらだら来ちゃって、こういう明示をしているから、こういうことになるのですよ。もう少しほかの町村と情報を提供して調査研究して、太田市の農業委員会はすごいのだというのをちゃんと明示してください。以上です。

議 長

いずれにしても、太田市としては復元計画というのは求めているらしいですよ。

2番 委員

求めている。

議 長

復元計画だけ求めているということですよ。

4番 委員

だから、違うのですよ。復元計画というのは、いいですか、耕作管理計画というのにも中に含めることなのですよ。だから、復元した後、どういう営農計画を立てるとかという復元の耕作管理計画を立てるのだから、書類を出してきたんだ。2区の中で、おかしな話だなと私は言ったのですよ、私は。いいですか。農地を仮登記で売る人が復元した後、ナスだとかネギとか作るかい。だから、嘘を書いちゃいけないと私は言ったのです。だから、ちゃんと代理人に本当のことを書けと言ったの。復

元した場合は、3年後になったら、私は機械もありません。年を取っています。だから、認定農業者に貸したいとか、あるいはやる気がなければ、機械があるから、保全管理で何も作りません。年金だけでいいですよ。そういう正直なことを書かないから、こんなことになるのですよ。何でこの書類を早くよこさなかったの。これを14番委員のほうに何で出さなかったの。こういうのをちゃんと14番委員に出して、こういう書類とこういう書類とこういう書類が、あるいは太田市の場合は、提出書類はこれでいいのですよと言え、私だってばかじゃないよ。いろいろ調べてきて、そうすれば、これだけの書類があれば一応よしとするかと。そういうふうになるのです。何だか知らないけれども、後からこういうふうに出すでしょう。もう少ししっかりと出さないよ。そうすれば、こんなもめたりしないよ。今出したらどう、こういうのを。こういう書類があるので、資料がもう全部整っていますと。そういうふうにやればいいんじゃないですか。以上です。

議長

復元計画について、一時転用についての書類は、このとおりそろっているそうです。事務局としても、説明はしていますよね。説明がなかったとしても…。

6番委員

議長、勝手に決めないでくださいよ。整っているかどうかと申して、14番委員のところに行っていない資料が、さっきの話の中ではあるというのが分かったじゃないですか。資料が確実に担当者に渡っていない時点で、各地区の意見を聞くということはどういうことですかね。それはどういうことですか。議長として、それは采配がおかしいですよ。

この書類だって、今、何のために用意して、何のために出したか分かりませんけれども、法令等の中には、その他農業委員会が必要とする書類というのは要求することができることになっているのですよ。それはこれが全てではなくて、それは国の一般的な必要とする書類は共通してありますけれども、太田市は太田市、あるいは太田市でも強戸とか、あるいは葦川とか、各地区によって状況が違う場合は、農業委員会がその他必要とする書類で要求することができるのですよ。だから、明示的に営農経験があるかないかなんていう問題ではなくて、さっき何回も私が申し上げたように、意思の確認をするための手段として営農計画というのを出してもらいましたということなのです。

だから、別に営農計画を立ててはまずいということではないのですよ。それに代えて、会長から教えていただいた全額取っているかどうか、それが今回の本件の一時転用の許可基準のもう一つの重大な要件なの

ですよ。その確認をきちっと取らないと、逆に地権者が法令違反に当たるのですよ。そういうことだから何でこのところでやるのかと。もう一つは18番委員に申し上げますけれども、売りたい人が、売りたいのだったらどんどん、農業委員会はいらないですよ。誰だって土地を売りたい、もう自分で商売していなかったら。それで売ったらいいですねと言ったら、農業委員会は何のためにあるのですか。それでも耐えて誰かほかの人に借りていただくなり、一つのルールがあるわけだから、ルールの中で審査をするというのが我々の仕事ですから、売りたいからでいいですよなんて、そんな議論というのはちょっと、気持ちには分かりますけれども、委員会等のルールというのは、私はそう思います。

議 長

はい、分かりました。ここで暫時休憩といたします。

(休憩)

議 長

それでは、再開いたします。

第2地区の案件、説明がありましたけれども、これに対してほかにご意見、ご質問等がございますか。

1 3番委員
議 長

今、14番のことなのですか。今のご意見、ご質問というのは。

10番から19番について、いろいろ意見が出ましたけれども、これについて賛成の方の挙手を求めます。

1 1番委員
議 長

ちょっと分からない。14番はどうなったのですか。

14番も含めて。

1 1番委員

14番は却下のままですか。賛成というのは却下に賛成ということでしょう。

議 長

そうです。

1 1番委員

そういうことですね。意味が分からなかった。すいません。

9番 委員

却下に賛成ということは、また裁判かい。弁護士を呼ぶんかい。

6番 委員

いやいや、第2地区で協議するということでしょう。

7番 委員

却下するのだったら最初から出さないでくださいよ。地区のほうから却下するというのなら、何もここに出す必要ないじゃない。時間もあんなにかけて。

1 3番委員
議 長

協議するということに意味があるのだから、それはそれでいい。

それでは、10番から19番までの案件について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、10番から13番を許可、14番を不許可、15

番から 19 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、番号 20 番から 24 番について、第 3 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9 番 委員 それでは、20 番、報告いたします。
●●●●●●●●●●を営んでおるのですが、駐車場が狭く、申請地を借り受けて駐車場を拡大したいということであります。現地へ行って確認してきましたが、隣は水田でありますが、別段問題はないと思います。なお、敷地におかれましては別段問題がないということでありますが、再度審議のほど、よろしく願います。

2 番 委員 21 番から 24 番まで、会長に代わりまして私のほうから説明いたします。

21 番については、集落内農地に対しまして、息子に対して土地を貸付けして、息子の住宅を造るという案件でございます。

22 番は 1 番の 1 で取り消しました案件ですが、これが再度父より借り受けて自宅を新築するということでございます。どちらも集落内農地でありまして、特に周りに対する農地には支障がありませんので、許可相当というような結論が出ました。

23 番と 24 番につきましても、これは以前に申請をした傾斜地に対する太陽光発電の新設でございまして、既存の施設と許可を得たところに附属するところの太陽光施設でございますので、これに対する防災施設も以前と同様に設備されていますので、問題ないという結論に達しましたので、再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。

議長 ただいま、第 3 地区協議会より番号 20 番から 24 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 20 番から 24 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 20 番から 24 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、番号 25 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果

を報告願います。

15番委員 25番について説明いたします。この件は住宅を造ることで申請が出ましたけれども、農地に関しましては、集落が農地の中の関係で農地への影響はないものとして、チェックリストに基づき調査した結果は、許可相当と意見決定しました。再度審議をよろしく願いいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号25番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号25番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号25番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、番号26番と27番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 26番の関係ですが、これは2号線沿いにありまして、2年ぐらい前に、このところで農業委員会で承認されて、その端のほうが残っていたものでありまして、これを全部同じ人が一団にして、かえって形がよくなっていいのではないかということで、第5地区では賛成したわけでありまして、

続いて、27番につきましては、●●●●●●●●が資材置場が狭くなって足りないというようなことで、近くの譲渡人の畑を買って資材置場で利用したいということでありますので、第5地区としては承認というようなことで決定いたしました。よろしく願います。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号26番と27番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号26番と27番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号 26 番と 27 番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きます、番号 28 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、番号 28 番については、11 番委員は議事に参与することができませんので、退出をお願いいたします。
(11 番委員 退出)
- 13 番委員 譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を購入し分譲住宅用地として利用したいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。再度のご審議のほど、よろしく願います。以上です。
- 議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 28 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 28 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 28 番を許可とすることに決定いたします。
11 番委員は、入室してください。
(11 番委員 入室)
- 議 長 続いて番号 29 番と 30 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 1 番委員 29 番について報告いたします。
譲受人は不動産業を営んでおまして、住宅環境のよい申請地を取得して建売分譲住宅用地として利用するものです。周辺は住宅と道路に囲まれていて、現在、休耕農地でありまして、何ら問題ないものと地区協議会では判断し、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 1 8 番委員 30 番について、第 6 地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は個人の住宅を母より申請地を借り受け建築するもので

す。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号29番と30番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号29番と30番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号29番と30番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した2月分の許可証の取扱いにかかわる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、2件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、28件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は29件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は20件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご質問等もないようですので、続きまして協議事項の太田市農業委員会親睦会の規約の改正について、事務局より提案をお願いいたします。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。太田市農業委員会親睦会規約の改正について、説明いたします。

農業委員会親睦会の規約は平成17年に策定され、その後、改正することなく現在に至っており、その間に現状と規約に相違が生じていることから、今回規約を改正することで是正したいと考えております。

改正箇所につきまして、新旧対照表をご覧ください。

1点目、第3条の組織の部分に農地利用最適化推進委員を追加するものです。

2点目、第9条の会費の徴収及び精算についてのところですが、会費の徴収が報酬の振り込まれる21日に引き落としで行われていること、また退会及び任期満了時における会費を同日付で精算していることから改正するものです。

3点目、第10条の事業年度ですが、こちらも毎年4月からの事業年度で報告させていただいていることから、現状に合わせ改正するものです。

もう1点、最後に第8条の慶弔の部分なのですが、地区協議会にて文言についてご指摘がありました。(2)の褒賞、祝賀というところを叙勲、褒賞へ改正させていただきたいと思っております。

以上で親睦会規約改正の説明を終わります。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局にて報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

4 番 委員 これは17年の3月28日に施行されて、初めて改正が出たのだけれども、農業最適化推進委員というのは平成29年7月からだったのですよね。そのときに、そういう改正する意見がなかったのですか。4年から

事務局 5年たっているじゃないか。
はい、そのとおりです。28年7月20日からですか。そのとおりでございます。

4番委員 だから、そのときはほかのところにいて、あなた方はいなかった。だから、感じたので改正しようということになったのね。そういうことでいいのね。異議はありません。随分遅い改正ですね。

議長 よろしいですか。
4番委員 はい、いいですよ。

議長 ほかに質問ございますか。
委員 なし。

議長 それでは、採決いたします。
事務局提案どおり、太田市農業委員会親睦会規約の改正について、賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、原案どおり可決決定いたします。
以上で第20回定例総会を終了いたします。

閉会 令和4年3月11日(金) 午後4時20分